

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年4月3日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区南二島5丁目7-1  
氏 名 日鉄テックスエンジ株式会社  
パーティクルボード事業部  
執行役員事業部長 佐々木 秀泰

電話番号 093-791-2238

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

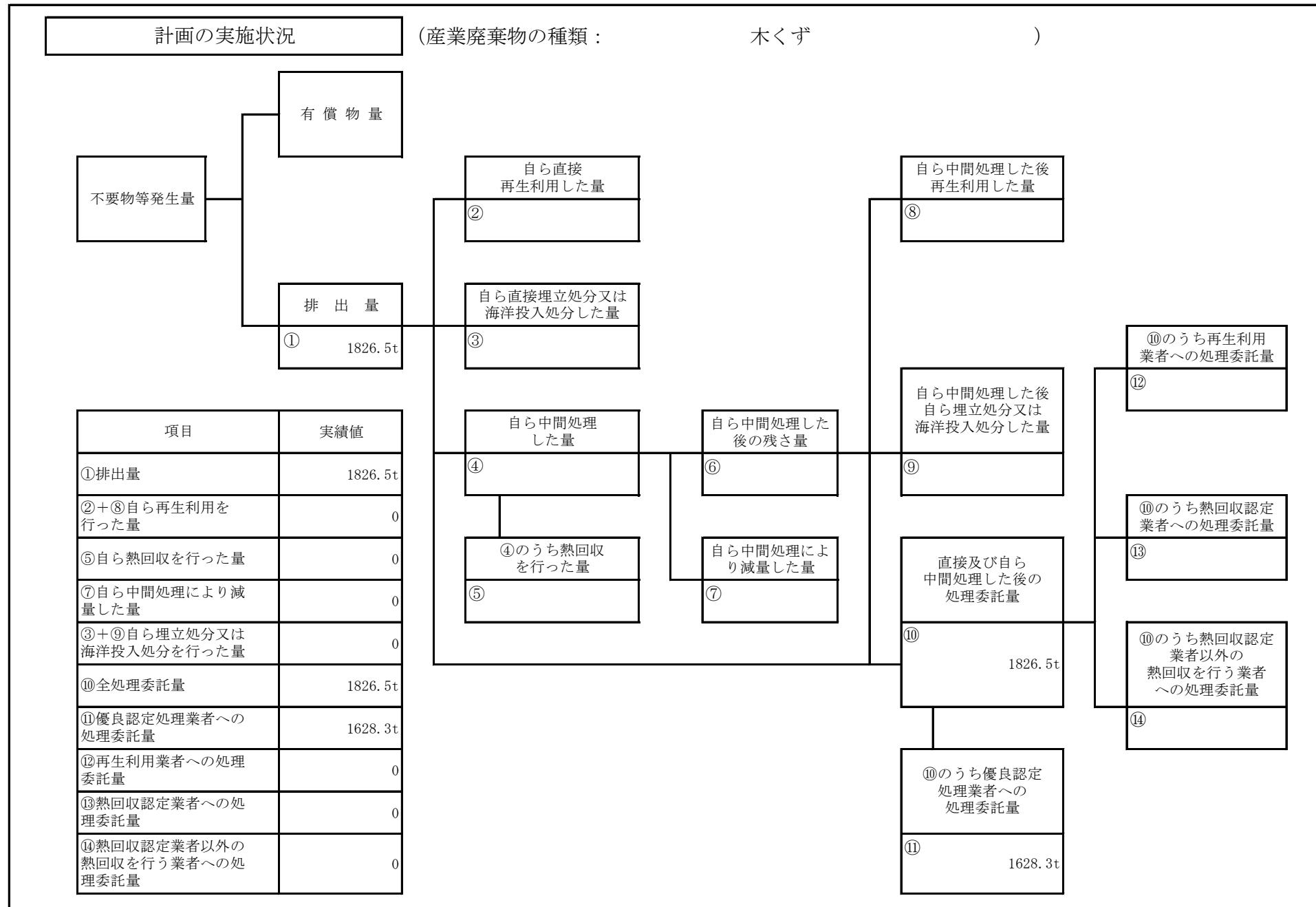
事 業 場 の 名 称	日鉄テックスエンジ株式会社 パーティクルボード事業部
事 業 場 の 所 在 地	北九州市若松区南二島5丁目7-1
事 業 の 種 類	パーティクルボード製造業 1225
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2022年4月1日から2023年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

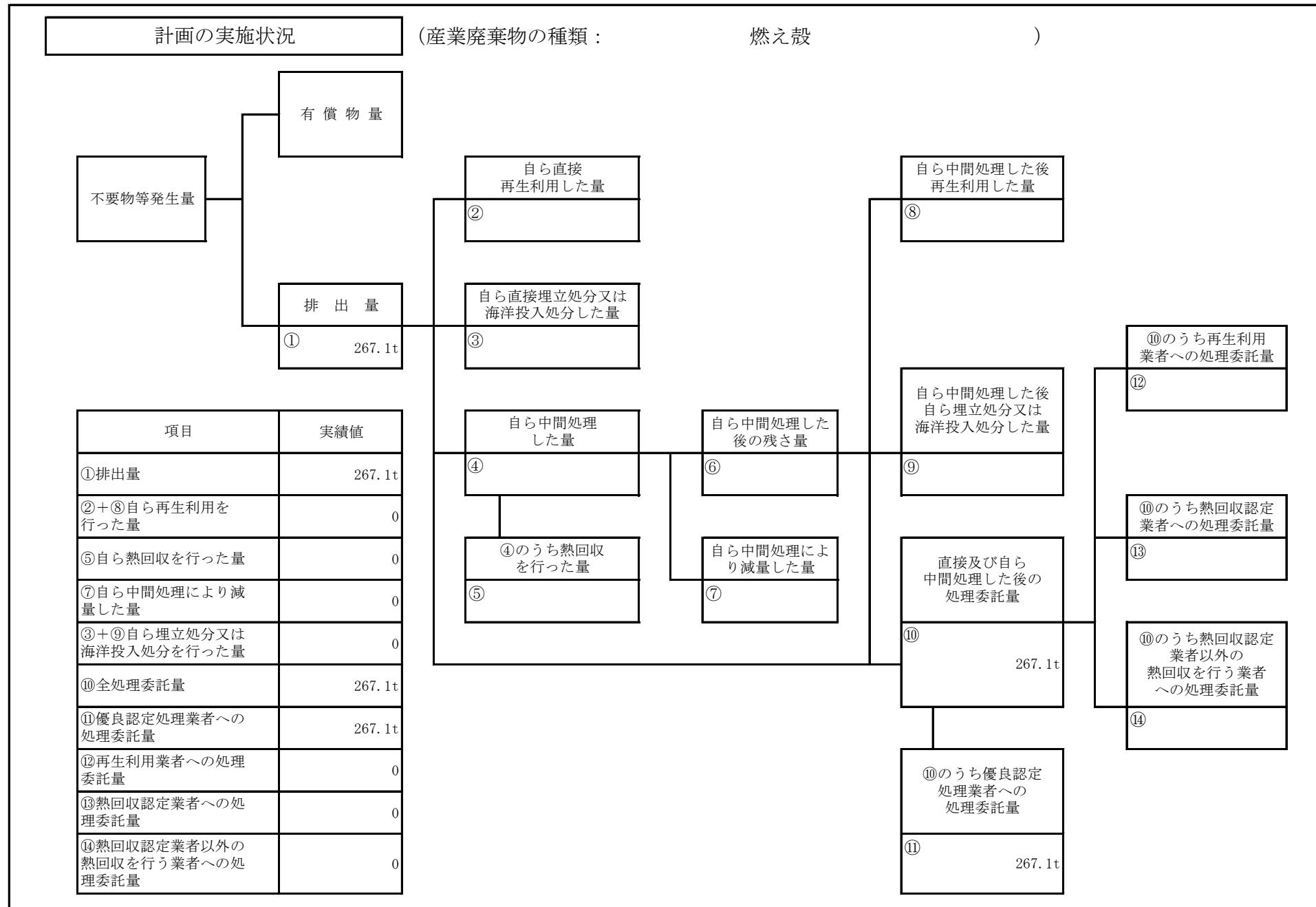
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1074 t	全 処 理 委 託 量	1074 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	231 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	843 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

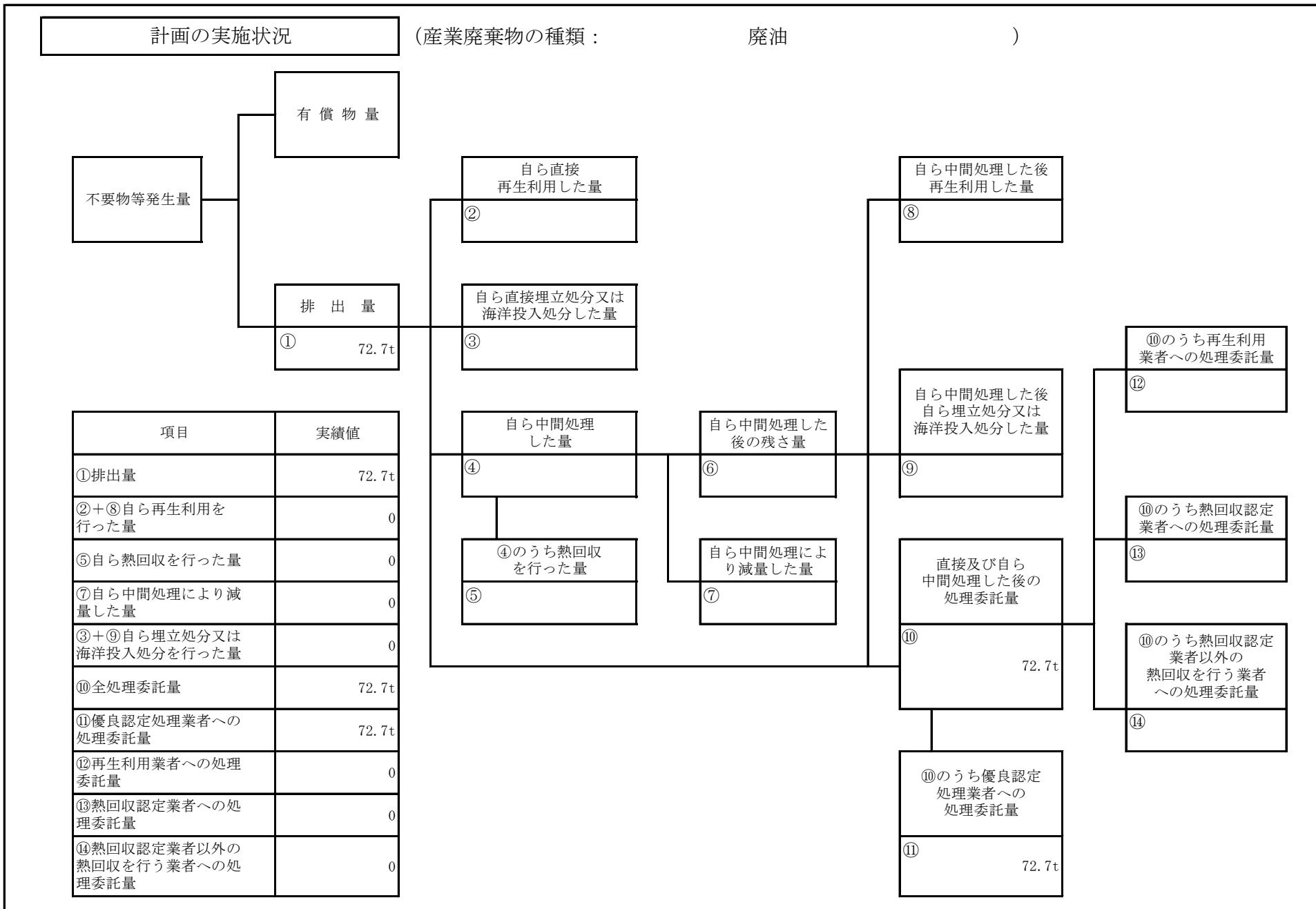
## (第2面)

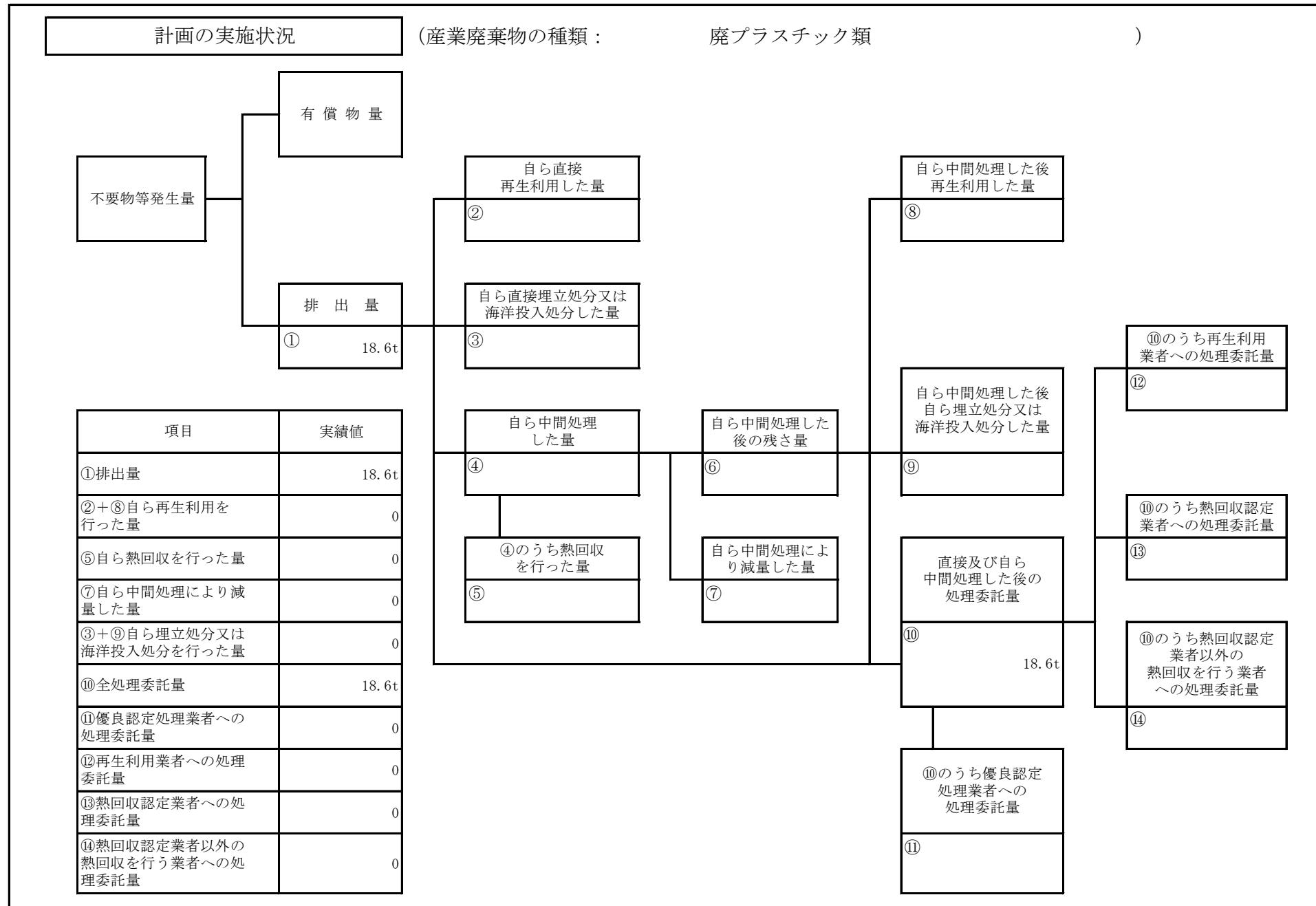


## (第2面)

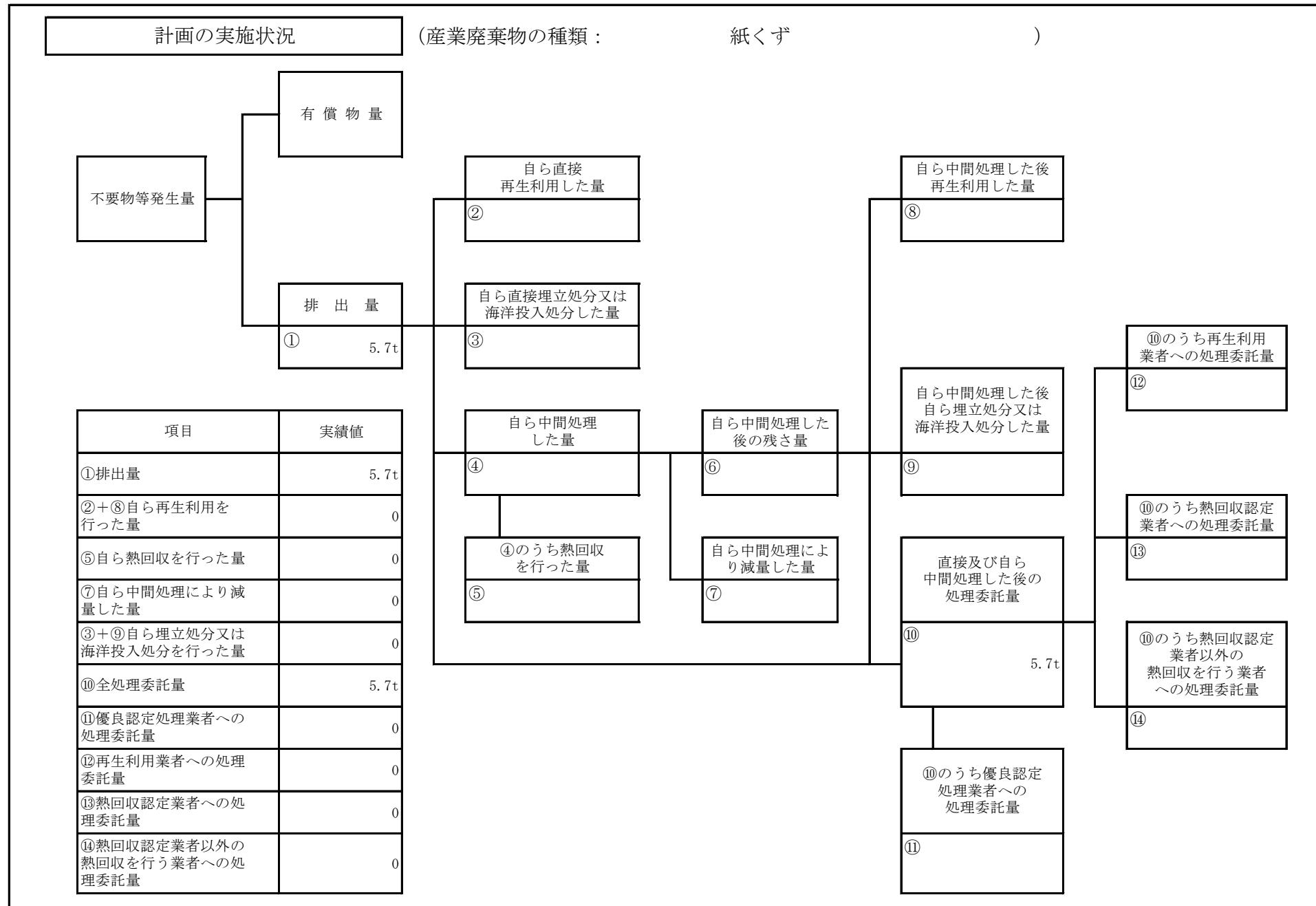


## (第2面)

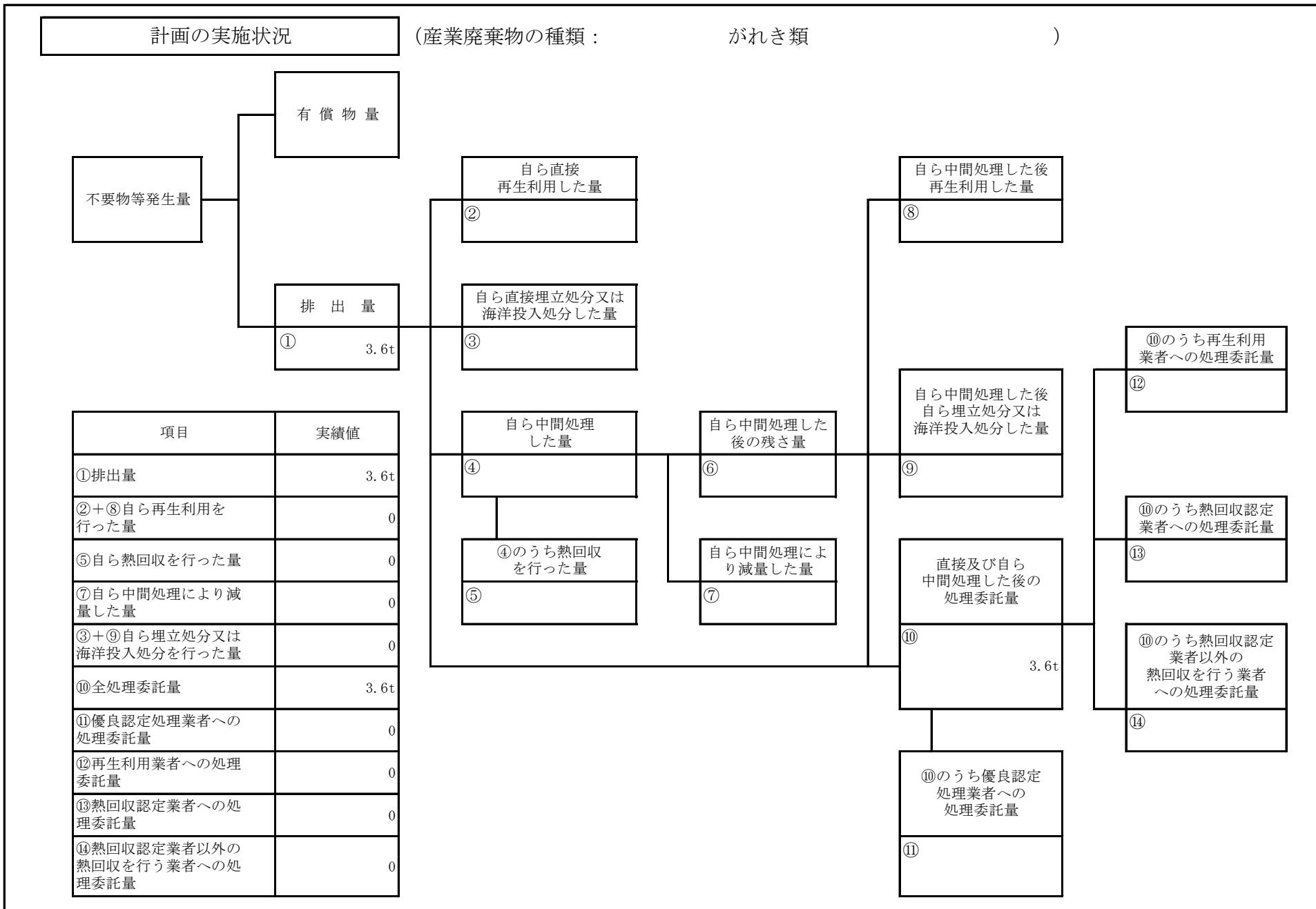




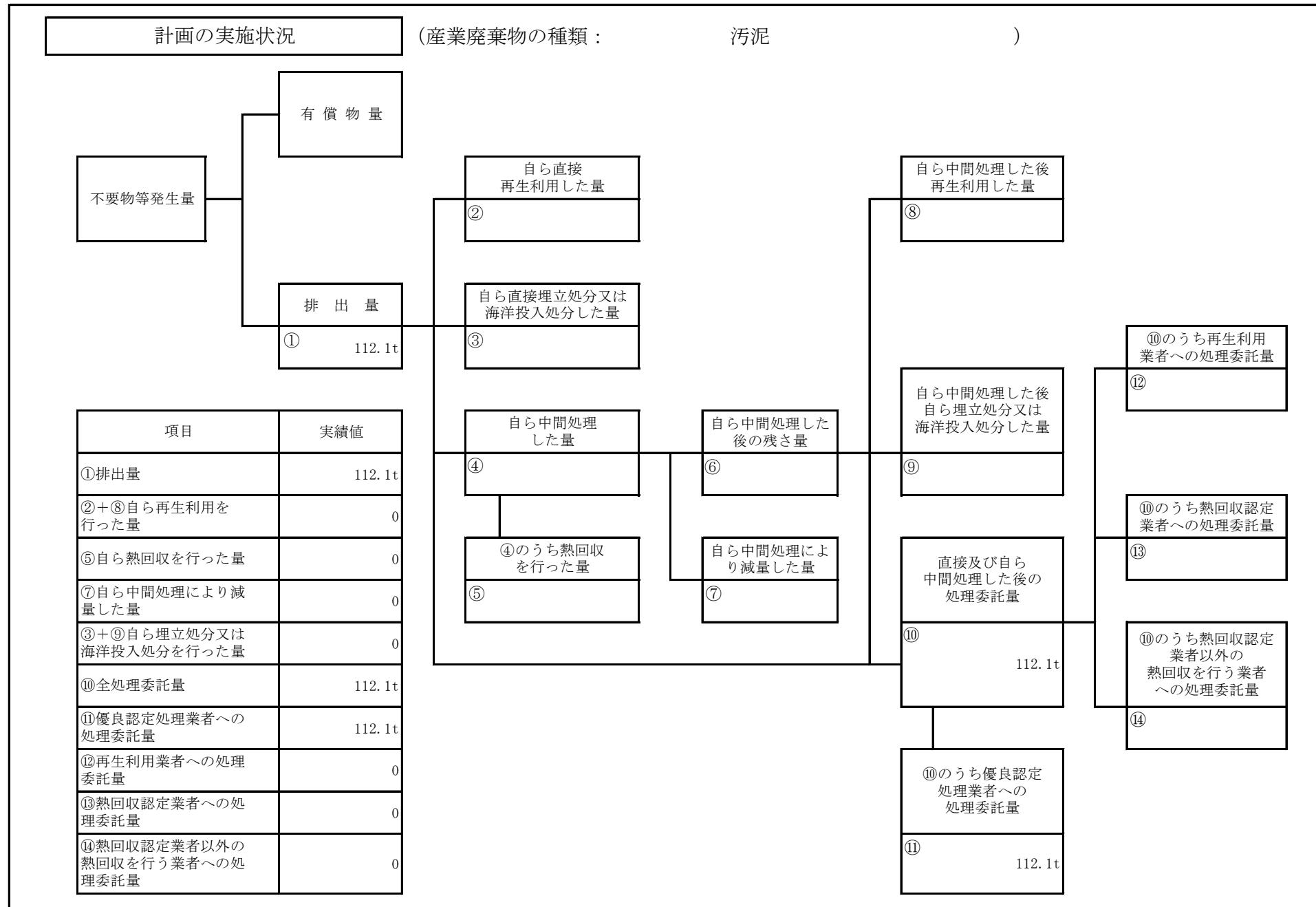
## (第2面)



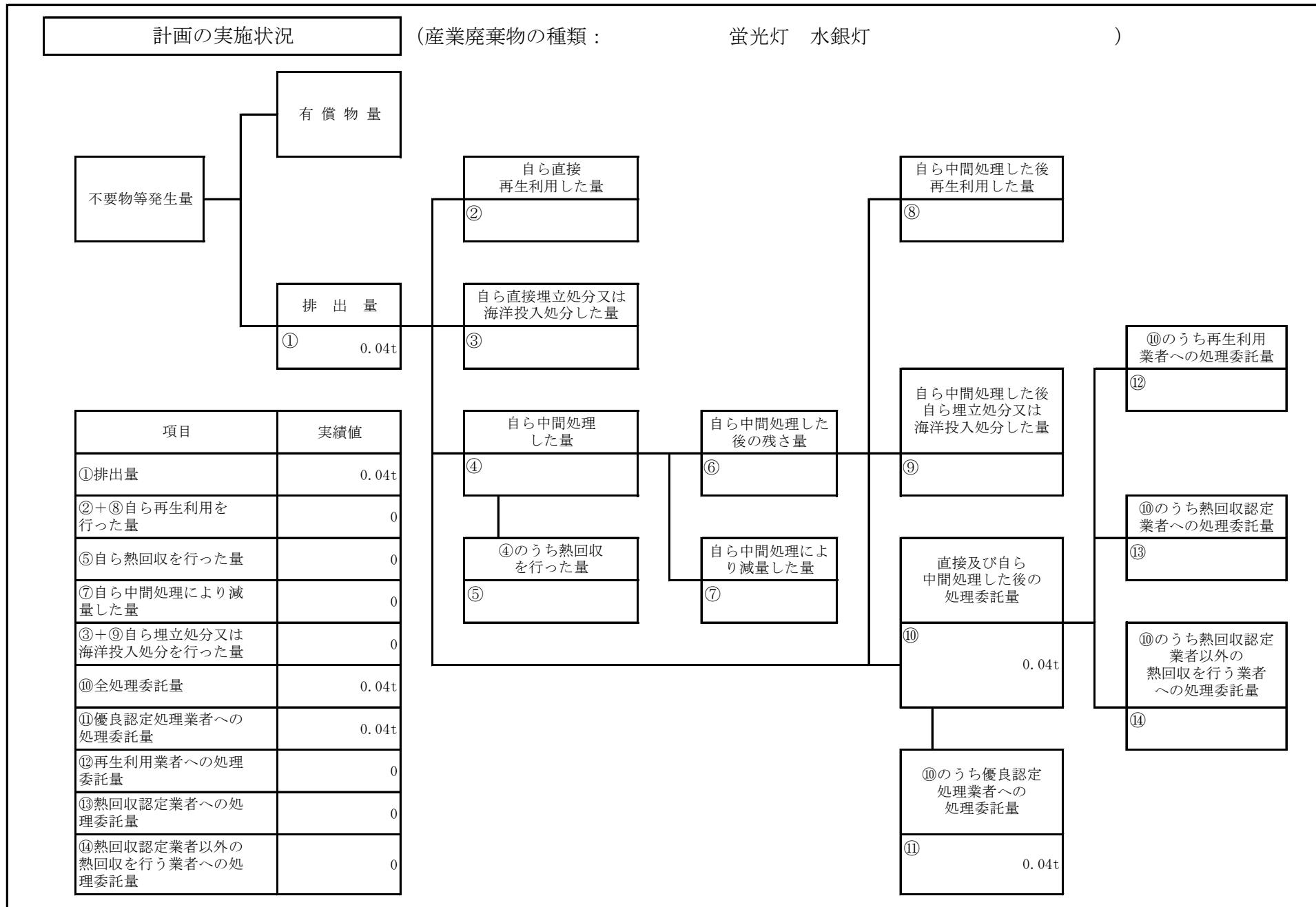
## (第2面)



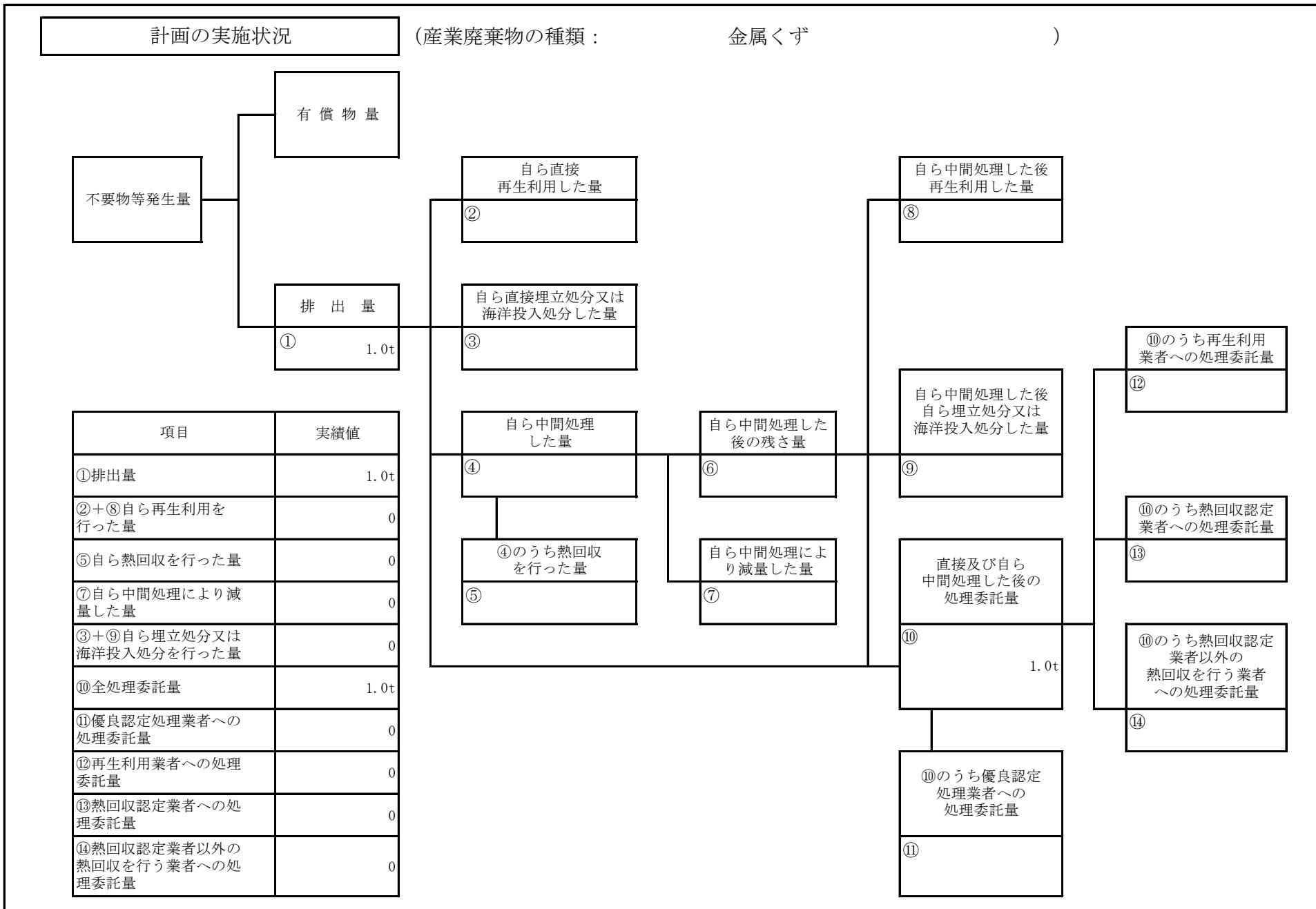
## (第2面)



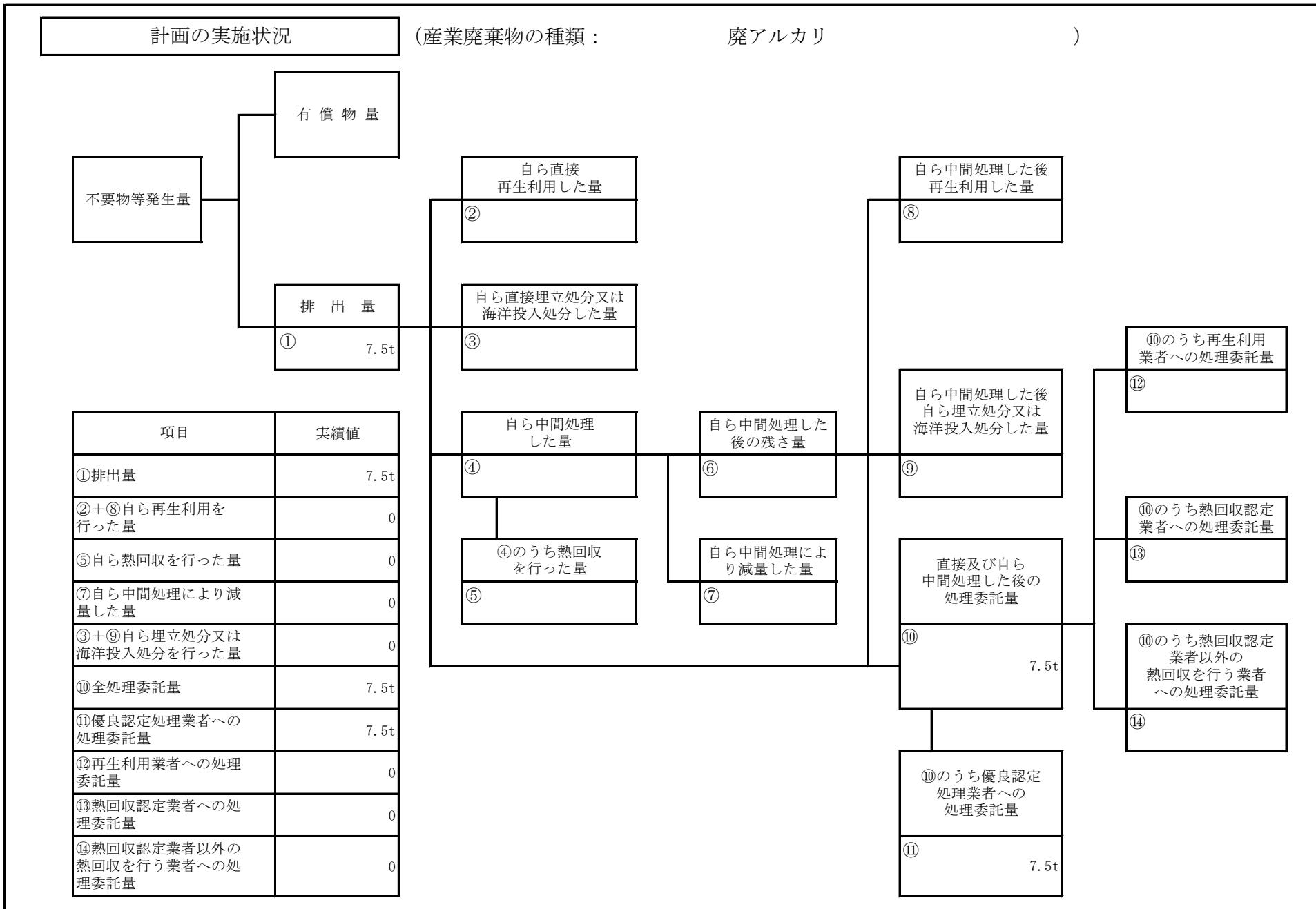
(第2面)

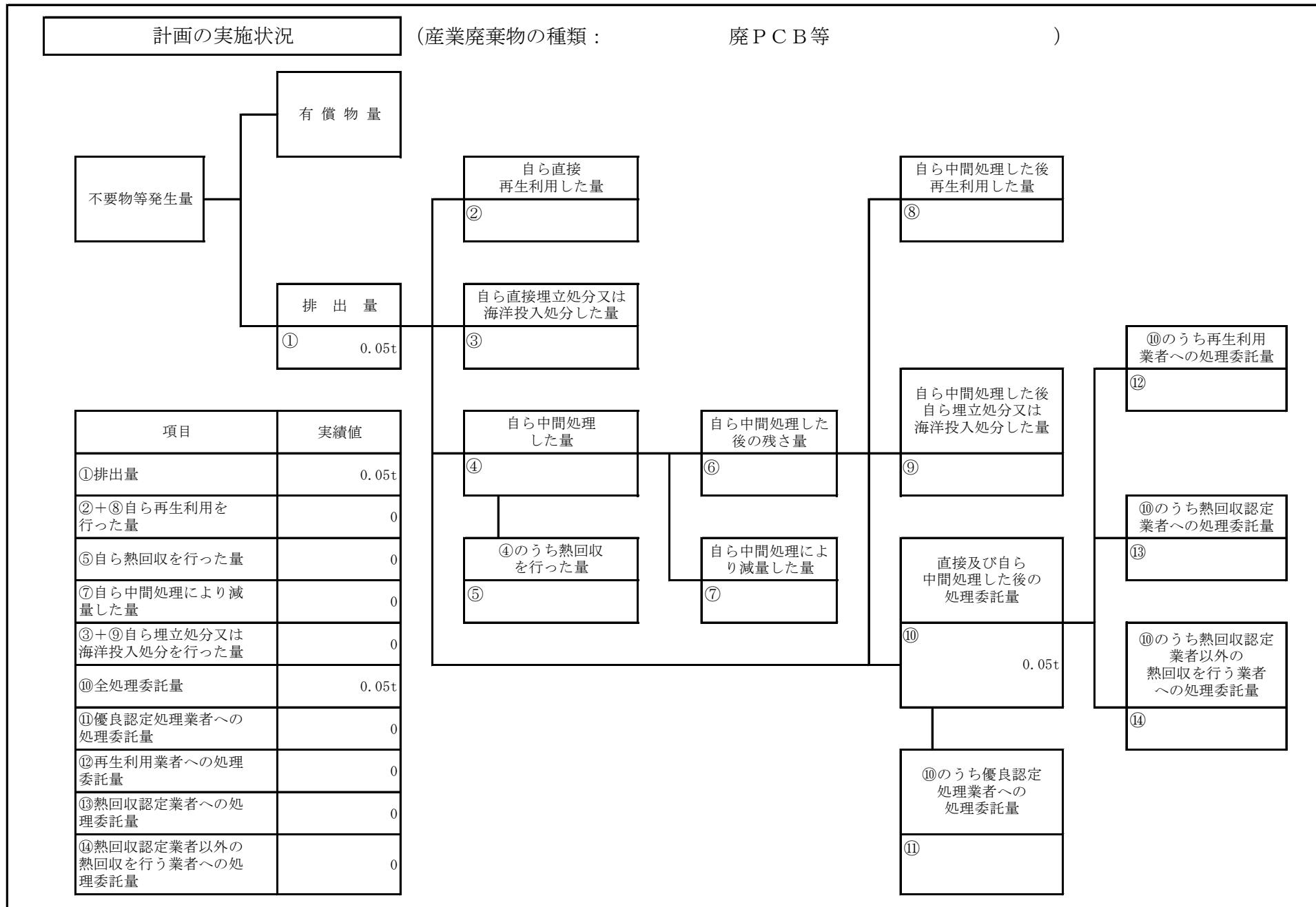


## (第2面)



## (第2面)





備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年3月30日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区南二島5丁目7-1  
氏 名 日鉄テックスエンジ株式会社  
パートィクルボード事業部  
執行役員事業部長 佐々木 秀泰

電話番号 093-791-2238

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	日鉄テックスエンジ株式会社 パートィクルボード事業部
事 業 場 の 所 在 地	北九州市若松区南二島5丁目7-1
計 画 期 間	2023年4月1日から2024年3月31日

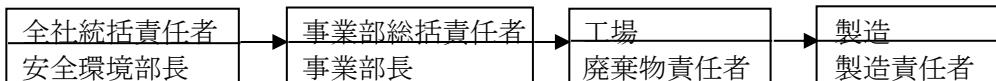
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	パートィクルボード製造業 1225
②事 業 の 規 模	前年度出荷額 21億円
③従 業 員 数	88人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程→木くず →収集運搬（委託）→委託処理（破碎、選別、焼却） →燃え殻 →収集運搬（委託）→委託処理（焼成） →廃油 →収集運搬（委託）→委託処理（原料化） →廃アラスチック類 →収集運搬（委託）→委託処理（選別） →紙くず →収集運搬（委託）→委託処理（選別） →がれき類 →収集運搬（委託）→委託処理（選別） →汚泥 →収集運搬（委託）→委託処理（選別） →金属くず →収集運搬（委託）→委託処理（混練）

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	総量（別紙：累計参照）	
	排 出 量	2341 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	購入木くず（チップ）に含まれる異物の除去に際して、分別の精度を上げることで、リサイクル率を向上させるとともに抑制を行っている。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	総量（別紙：累計参照）	
(今後実施する予定の取組)			
設備改造を含めた製造工程の見直しを進め、廃棄物の発生量を抑制する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 収集運搬前に廃棄物の種別単位に分別し、混合廃棄物の量を削減するようしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 収集運搬前に廃棄物の種別単位に分別し、混合廃棄物の量を削減するように更に推進する。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 予定なし		
② 計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社にて中間処理は行っていない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で処理を行う予定はない		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 自社で埋立処分及び海洋投入処分は行っていない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も自社で埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はない			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	総量（別紙：累計参照）	
	全処理委託量	2315 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2088 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	227 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 木くずは再利用できる業者への委託を推進した。			

## (第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	総量（別紙：累計参照）
	全処理委託量	1074 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	231 t
	再生利用業者への 処理委託量	843 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)            製造工程で発生する再利用できない木くずの量を抑制すると合わせ、再利用できる業者への委託を推進する。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事 2023年度